

令和2年度

第8回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和2年10月14日

湯沢市農業委員会

第8回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和2年10月14日(水) 午前9時00分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午前9時06分

閉会 午前10時02分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	高橋 忠雄	11番	水戸 義昭
2番	伊藤 秀郎	12番	姉崎 与志弘
3番	瀬川 等	13番	佐々木 昇
4番	麻生 良子	14番	藤谷 清志
5番	佐藤 昇	15番	由利 幸悦
6番	宮原 正明	16番	佐藤 栄子
7番	杳澤 弥	17番	川崎 秀悦
8番	高橋 郁夫	18番	高橋 敬悦(会長職務代理者)
9番	西村 一	19番	高橋 伸太郎(会長)
10番	加藤 エリ子		

2) 欠席した委員

なし

3) 遅刻した委員

なし

19名中19名出席  
(午前9時06分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	高橋 里治
班 長	阿部 武彦
主 幹	高橋 一寿

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

・報告第7号 第2専門委員会第1回会議及び第2回会議の報告

・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

(2) 使用貸借契約合意解約

(3) 農地改良届

(4) 申請許可状況

(5) 農地法第4条第1項第8号届出

(6) 買受適格証明(専決)

3 議 案

議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第41号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地  
利用集積計画の決定について

議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後 9 時 6 分 委員総数19名中ただいまの出席委員は19名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、7 番 沓澤 弥 委員、8 番 高橋 郁夫 委員、の両名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告 7 件、議案 3 件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(高橋事務局長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>高橋事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p>

	<p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に報告第7号 第2専門委員会第1回会議及び第2回会議の報告をお願いします。</p>
	<p>(11番 水戸 義昭 委員、挙手)</p>
議 長	<p>11番 水戸 義昭 委員。</p>
	<p>(第2専門委員会第1回会議及び第2回会議報告、朗読説明)</p>
議 長	<p>報告第7号 第2専門委員会第1回会議及び第2回会議報告についてご質問はありませんか。</p>
	<p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p>
	<p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(届出等報告、朗読説明)</p> <p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は6件、面積19,541㎡であります。解約理由は、整理番号第18号は第三者に利用権設定するため、整理番号第19号、20号、22号は耕作者死亡のため、整理番号第21号は高齢化のため、整理番号第23号は貸人の都合によるとなっております。</p> <p>次に2 使用貸借契約合意解約通知は1件、面積1,501㎡であります。解約事由は、第三者に所有権移転するためとなっております。</p> <p>次に3 農地改良届であります。土地の所在は岩崎字山崎61-3、地目は</p>

田、面積は309㎡、届け出の理由は排水良好な圃場にするため、改良方法は1 m盛土するものです。

議案書3ページをご覧ください。次に4申請許可状況であります。先月の転用案件4件のうち、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要がなかった5条賃貸借権設定申請番号第4号は9月10日付けで、5条所有権移転申請番号第7号は湯沢農業振興地域整備計画の土地利用計画変更の決定公告がされた9月14日付けで許可し、5条賃貸借権設定申請番号第3号と5条所有権移転申請番号第8号は秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、9月28日付けで許可しております。

次に5農地法第4条第1項第8号届出であります。場所は下関字山根125の内、地目は畑、面積45㎡であります。届出の事由は格納庫を兼ねた農作業小屋を建築するためとなっております。報告は以上です。

次に6買受適格証明（専決）であります。農地の競売に関する買受適格証明申請は1件、当該土地は三梨町字四日市316、317、318、319、地目は田、面積6,874㎡であります。申請事由は農業経営規模拡大のためあります。説明は以上です。

議長 暫時休憩します。 (午前9時16分)

議長 再開します。 (午前9時19分)

議長 只今の報告内容について、ご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

議長 それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。

議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明していただきます。

(阿部班長、挙手)

議長 阿部班長。

(議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」、朗読説明)

阿部班長	<p>議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和2年10月14日提出。</p> <p>議案書5ページをご覧ください。使用貸借権設定は1件、面積2,968㎡で、申請事由は農業者年金経営移譲のためであります。</p> <p>次に議案書6ページをご覧ください。賃貸借権設定は1件、面積2,539㎡であります。申請事由は相手方の要望によるためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に議案書7ページから8ページをご覧ください。所有権移転は7件、面積13,982㎡であります。申請事由は、申請番号第24号は特定遺贈のため、申請番号第25号は耕作不便のため、申請番号第26号、29号は相手方の要望によるため、申請番号第27号、28号は高齢化による経営縮小のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。申請番号第30号は競売によるものであります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第40号「農地法3条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第41号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。案件を、事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	阿部班長。

阿部班長	<p>(議案第41号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第41号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和2年10月14日提出。説明は以上です。</p>
議長	<p>ここで、議案書10ページの利用権設定整理番号第165号、166号、167号は2番 伊藤 秀郎 委員、議案書11ページの整理番号第168号、169号は4番 麻生 良子 委員、議案書11ページ、12ページの整理番号第170号、171号、172号、173号は8番 高橋 郁夫 委員、議案書12ページ、13ページの整理番号第174号、175号、176号、177号は15番 由利 幸悦 委員、議案書13ページ、14ページの整理番号第178号、179号、180号は18番 高橋 敬悦 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは利用権設定整理番号第165号、166号、167号を審議しますので、2番 伊藤 秀郎 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(2番 伊藤 秀郎 委員、退席) (午前9時33分)</p>
議長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p>
議長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第41号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第165号、166号、167号について、朗読説明)</p> <p>議案書10ページをご覧ください。利用権設定整理番号第165号、166号、</p>

	<p>167号は、賃貸借権の再設定で、面積は17,522㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号第165号、166号、167号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(2番 伊藤 秀郎 委員、着席) (午前9時34分)</p>
議長	<p>次に、利用権設定整理番号第168号、169号を審議しますので、4番 麻生 良子 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(4番 麻生 良子 委員、退席) (午前9時35分)</p>
議長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議長	<p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第41号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第168号、169号について、朗読説明)</p> <p>議案書11ページをご覧ください。利用権設定整理番号第168号、169号</p>

	<p>は、賃貸借権の再設定で、面積は6,702㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。利用権設定整理番号第168号、169号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(4番 麻生 良子 委員、着席) (午前9時36分)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、利用権設定整理番号第170号、171号、172号、173号を審議しますので、8番 高橋 郁夫 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(8番 高橋 郁夫 委員、退席) (午前9時36分)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>阿部班長。</p> <p>(議案第41号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第170号、171号、172号、173号について、朗読説明)</p>

阿部班長	<p>議案書11ページから12ページをご覧ください。利用権設定整理番号第170号、171号、172号、173号は、賃貸借権の再設定で、面積は36,567㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号第170号、171号、172号、173号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(8番 高橋 郁夫 委員、着席) (午前9時37分)</p>
議 長	<p>次に、利用権設定整理番号第174号、175号、176号、177号を審議しますので、15番 由利 幸悦 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(15番 由利 幸悦 委員、退席) (午前9時37分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p> <p>(議案第41号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第174号、175号、176号、177号につい</p>

阿部班長	<p>て、朗読説明)</p> <p>議案書12ページから13ページをご覧ください。利用権設定整理番号第174号、175号は賃貸借権の再設定で、面積は2,735㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。利用権設定整理番号第176号は賃貸借権の新規設定で、面積は1,936㎡であります。177号は賃貸借権の再設定で、面積は932㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号第174号、175号、176号、177号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(15番 由利 幸悦 委員、着席) (午前9時39分)</p>
議 長	<p>次に、利用権設定整理番号第178号、179号、180号を審議しますので、18番 高橋 敬悦 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(18番 高橋 敬悦 委員、退席) (午前9時39分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p>

阿部班長	<p>(議案第41号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第178号、179号、180号について、朗読説明)</p> <p>議案書13ページから14ページをご覧ください。利用権設定整理番号第178号、179号は賃貸借権の再設定で、面積は8,297㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。利用権設定整理番号第180号は使用貸借権の再設定で、面積は2,530㎡であります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号第178号、179号、180号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(18番 高橋 敬悦 委員、着席) (午前9時41分)</p>
議 長	<p>次に、議案第41号議事参与制限以外の利用権設定について事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p> <p>(議案第41号議事参与制限以外の利用権設定について、朗読説明)</p>

阿部班長	<p>議案書14ページから31ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は賃貸借権が65件、面積は386,443.22㎡であります。新規の設定が2件、再設定が63件であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。使用貸借権は2件、面積は4,225㎡であります。新規の設定が1件、再設定が1件であります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
3 番	<p>利用権設定整理番号第98号の借借人の農事組合法人は新たに設立された法人か。</p>
高橋主幹	<p>今年度設立した法人で、新規就農者も入っています。</p>
議 長	<p>暫時休憩します。 (午前9時47分)</p>
議 長	<p>再開します。 (午前9時50分)</p>
議 長	<p>他にご質問ありませんか</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第41号議事参与制限以外の利用権設定について、計画のとおり決定することといたします。続きまして、所有権移転を審議します。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>

議 長	阿部班長。
阿部班長	(議案第41号農業経営基盤強化促進法の所有権移転について、朗読説明)
阿部班長	議案書32ページをご覧ください。所有権移転は2件、面積は3,015㎡であります。申請事由は経営拡張のためであります。売買価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。
議 長	(質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
議 長	(全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第41号所有権移転について、計画のとおり決定することといたします。次に、議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。
議 長	(高橋主幹、挙手)
議 長	高橋主幹。
高橋主幹	(議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」、朗読説明)
高橋主幹	議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」1農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和2年10月14日提出。

議案書34ページ、議案付属資料は10ページから25ページをご覧ください。申請地は、深堀字鎌切65-2、66、70、71、68-1、79、69、72、73-2、地目は田、面積は6,206㎡であります。

申請内容は、申請地を取得して既に取得済の北側に隣接する宅地と一体で重機・資材置場を整備し、東亜リース株式会社に賃貸するための転用であります。なお、申請地の賃貸については、株式会社出羽運輸の取引先である東亜リース株式会社のリース重機の保管場所が2箇所に分かれて非効率な状況にあることから、申請地を借り受けることにより保管場所が1箇所にまとまり、効率的な業務運営が可能となることから、転用事業は出羽運輸株式会社、利用者は東亜リース株式会社となりました。申請地は、市立湯沢東小学校から南西へ約1.8km、湯沢インターから北西へ約1.6kmの国道398号の沿線に位置し、東側は田、西側は水路、南側は水路、北側は宅地に隣接しております。農地区分は申請地の近隣に都市計画区域・用途指定区域があり、「宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連担している程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であることから第2種農地と判断いたしました。事業計画は、高さ0.75m、土量4,654m<sup>3</sup>の造成工事を行い、一体として利用する隣接の宅地1,076.63㎡と合わせて資材置場を整備するものです。申請地内を横断する水路については付替えを行うこととしており、担当課に事前申請済みであります。事業費については、用地取得費20,000,000円、造成・整地経費20,000,000円、設計・測量費5,300,000円、仲介料・登記料・取得税1,876,000円、計47,176,000円で、資金計画は全額自己資金であります。被害防除計画については、北東側は既存進入路を除く部分と南東・南西側は法面保護するものです。汚水・生活雑排水は合併浄化槽、雨水は自然流下により処理するものです。許可判断として、申請地は第2種農地ではありますが、申請に係る農地に代えて周辺の農地以外の土地では事業に供する面積を確保することが困難であることから申請はやむを得ないと考えます。また、不許可の例外の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、施行規則第33条第4号に該当するものと考えます。

議 長	<p>ここで、現地確認結果について、4番 麻生 良子 委員から報告願います。</p>
議 長	<p>(4番 麻生 良子 委員、挙手)</p> <p>4番 麻生 良子 委員。</p>
4 番	<p>議案第42号の現地確認について報告いたします。</p> <p>9月29日、3番 瀬川 等 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をまいりました。</p> <p>先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>議案第42号の農地法第5条の規定による許可申請について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第42号の農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第42号の農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午前10時2分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和2年10月14日

議長 高橋 伸太郎 

署名委員 7番 菅澤 弥 

署名委員 8番 高橋 郁夫 